

事 務 連 絡
平成27年11月10日

都内通所介護事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課長

通所介護事業所における看護職員の配置について【重要】

日頃より、東京都の介護保険行政の円滑な実施に御協力をいただき、ありがとうございます。

指定通所介護事業者は、利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることのできる利用者の数の上限をいう。）が10人を超える場合（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第17条第1項を適用）は、指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を1以上配置する必要があります。

しかし、単位ごとの利用定員が10名であるサービスを同時に2単位行うなど、事業所の利用定員が10名を超える指定通所介護事業所において、看護職員の配置を行っていない事業所が散見されました。

つきましては、指定通所介護事業所の利用定員が10名を超えて、看護職員を配置していない事業所におかれましては、早急に適切な人員配置をお願いいたします。

なお、指定通所介護事業所における看護職員の配置の具体例についてホームページに掲載させていただきますので、御確認下さい。

【ホームページ掲載先】

東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 7通所介護・介護予防通所介護
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

【お問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
電話 03-5320-4593（直通）